

総合資源エネルギー調査会  
資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会  
第6回液化石油ガス流通ワーキンググループ

日時 令和5年7月24日（月）13：00～14：59

場所 経済産業省別館2階 238各省庁共用会議室

## 1. 開会

### ○日置室長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会第6回液化石油ガス流通ワーキンググループを開催します。

まず、今月4日付で資源エネルギー庁の組織見直しがございまして、石油流通課の業務は、燃料流通政策室に移管されました。この点をご報告いたします。私は、新たに燃料流通政策室長に着任いたしました日置と申します。どうぞよろしく願いいたします。

皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本ワーキンググループの開催に先立ちまして、資源エネルギー庁資源燃料部長の定光より一言ご挨拶させていただきます。

### ○定光部長

皆様、本日はお忙しいところ、多数お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回のワーキングは、前回5月に引き続きまして、3回目となります。前回のワーキング、振り返りますと、皆様から、賃貸の場合には入居者である消費者に経済的不利益が生じており、早急な手だてが必要ではないか。過剰投資はしないということについては、おおむね皆さんの意見の一致が見られたのではないかと。それから、規制の実効性をどう担保するかという問題があると。それから、事務局資料の方向性については、おおむねの合意が得られたけれども、そのディテールについては、たくさん意見が出たところでして、このディテールを詰めていくという作業をしっかり考えていきたいという、様々な建設的なご意見をいただいております。一言で申し上げますと、全体の方向感はそのようになってはいるんですけども、それをいかに細部を設計し、実効性を上げていくかということが、今後の課題であるということだと理解してございます。

今日のワーキングでは、こうしたご意見を踏まえまして、法令改正の具体的な方針とその考え方について提案をさせていただきます。これらの方針の実効性を確保するために、具体的にどうすればワークしていけるかということについて、また皆様からいろいろとご指摘、ご議論をいただければというふうに考えてございます。

このLPガス業界の商慣行是正に向けては、まさに昭和の時代から消費者トラブルが顕在化しておりまして、資源エネルギー庁としても、業界と連携して対策をいろいろ講じてき

ておりますけれども、残念ながら、いまだ解決には至ってございません。他方で、このワーキングの議論を受けて、一部の事業者の方は、貸付配管の商慣行を廃止することを宣言されるなど、明るい兆しも見え始めてきているというところでございます。こうした動きを見逃すことなく、長年にわたっての未解決の課題でありますこの問題を解決し、L P ガスを消費者に信頼されるエネルギーという位置づけにしていくことが、我々、資源エネルギー庁の重要課題というふうに考えてございますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本日も、L P ガスの料金透明化、取引適正化に向けまして、皆様の闊達なご議論をお願いして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○日置室長

本日の会議につきましては、傍聴は取りやめとさせていただいております。審議の様子はインターネット中継を行わせていただいております。

それでは、内山座長に以後の議事進行をお願いいたします。

○内山座長

皆様、こんにちは。本日も議事、よろしくお願いしたいと思います。

本日の会議は、議事次第にありますように、三つございます。これについて、活発な議論をお願いしたいと思います。

初めに、まず事務局から連絡事項がございます。

○日置室長

お手元の資料2の名簿にありますとおり、本ワーキンググループには、委員8名、オブザーバー4名にご参加いただいております。本日は、全ての委員、オブザーバーに对您でご参加いただいております。代理出席、欠席はございません。

また、関係省庁といたしまして、国土交通省、消費者庁からもご参加いただいております。

恐縮でございますが、プレスの皆様、撮影はここまでということにさせていただきたいと思っております。恐れ入ります。

## 2. 議事

- (1) 商慣行是正に向けた対応方針と実効性確保の方策
- (2) 消費生活相談におけるL P ガス相談の現状
- (3) 賃貸集合住宅における実効性確保に向けての提案

○内山座長

ありがとうございます。それでは、ゆっくり始めてまいりましょう。

お手元の議事次第に沿って、これから議事に入りますけれども、まず資料3、商慣行是正に向けた対応方針と実効性確保の方策について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○日置室長

それでは、資料3に基づきまして説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧くださいと思います。本ワーキンググループでは、第4回、第5回と議論を重ねてまいりました。そこでの議論を踏まえまして、本日は、論点を大きく三つに整理した上で、制度整備の方針、そして実効性担保に向けた方策について、具体的に提示したいと考えております。それを示しましたのが、このスライドの下半分の赤いところでございます。一つ目が過大な営業行為の制限、二つ目が三部料金制の徹底、三つ目がLPガス料金等の情報提供ということでさせていただいております。順番に説明させていただきます。

次のページ、2ページ目でございます。まず一つ目の柱、過大な営業行為の制限についてでございます。

上の改正方針のところでございますが、ここでは液石法、法律の施行規則、省令と呼んでおりますが、この省令で定めたい内容が書いてあるというふうにご理解いただけたらと思います。

そのうち、まず一つ目の丸です。LPガス事業者は、賃貸住宅のオーナーでしたり、戸建ての消費者等に対して、正常な商習慣を超えた利益供与をしてはならないと。このように施行規則に位置づけたいと考えております。

その考え方は、下のほうに、①と書いてあるところがございますが、まず賃貸住宅につきましては、消費者（入居者）の方は、オーナーが選択したLPガス事業者と契約をせざるを得ないといった状況もございます。また、戸建て住宅につきましても、例えば前回のワーキングでも指摘がありましたように、建売の場合は建設会社が選択したLPガス事業者と長期契約を結ぶといったこともあるなど、ガスの契約が長期になりがちでございます。正常な商習慣を超えた利益提供、すなわち過剰投資、この過剰投資は消費者の利益を害しているということでもありまして、そうした行為を禁止するということを明記したいと考えております。高額な紹介料といった話も入ってこようかと思っております。

ただし、その下でございますが、どういう場合が正常な商習慣を超えた利益提供になるのか、これを具体的・定量的に定めてしまいますと、それが競争の余地を奪ってしまう、そういったおそれもあるという指摘もございます。今後、液石法の施行規則に加えまして、解釈通達、ガイドラインといったものもございますが、そうした細部の下位の法令においても、どのように定めていくのかについては、さらに検討をしていきたいと考えております。

改善方針の②番目でございます。LPガス事業者の切替えを制限するような条件を付した契約をしてはならないと規定することを考えております。消費者の選択を奪うような条項の禁止ということでありまして、具体的には、月々のガス料金に照らして、高額な違約金規定でありましたり、高額な買取条項などを想定しております。

続きまして、次のページ、3ページ目でございます。前回の会合でも議論になりました、実効性の担保策ということになります。

まずは法に基づく取締りの強化ということでございまして、ちょっと説明させていただきますと、液石法では、16条の第2項におきまして、省令で定める基準、販売の方法の基準と申しますが、この基準に従ってガスの販売をする義務というものを定めております。ここでいう省令・施行規則で定める基準として、先ほど申し上げたような方針を位置づけたいというふうに考えております。過大な営業行為の禁止ということでございまして。そうすることで、仮に不当な利益による営業行為が認められた場合、そうした場合には、資料で言うところのポツに書いてありますとおり、報告徴収、立入検査、勧告、基準適合命令、そして、命令違反の場合は登録の取消し、罰則といったものを適用することが可能となります。こうした措置とセットで制度化するということの方針として示させていただきました。

この記述につきまして、いつ実施するのかということでもございまして。周知期間というものも考慮いたしまして、改正省令の公布の日から3か月経過した日から施行するということとしたいと記載しております。公布の時期といたしましては、来年の春を目指したいと考えてございまして、そこから3か月後、来年の夏には施行という方向で現時点では考えてございます。

また、遡及適用はしないと、その下の段に書いてございまして、これはすなわち過去の行為に遡って禁止義務をかけるというものではないということになります。言い換えますと、施行後の新規契約など、既存の契約であっても、施行後の契約更新のタイミングでは、この規律の対象になるということでございます。

その下、フォローアップと書いてあるところでございまして、前回のワーキンググループでいただいたご指摘も踏まえて、実効性の確保をする方策を並べたものになってございまして。制度改正の周知を行うことはもとより、制度を遵守していると宣言してもらって、その内容をエネ庁のホームページに掲げるということ。また、エネ庁のホームページに通報受付フォームを設けて、監視をしていくということ。その他継続的なフォローアップ調査、その調査結果を本ワーキンググループで報告・検証するといったことを想定しております。

続きまして、次のページ、二つ目の柱、三部料金制の徹底についてでございます。こちらの改正方針も、先ほどと同様に、施行規則に位置づけることを想定しております。

まず、改正方針の一つ目の丸でございます。ガス料金は、基本料金、従量料金、設備料金といった、三部料金でもって消費者に通知しなければならないと規定したいと考えております。

具体的には、基本料金については、その下の考え方の表の部分に書いてあるとおりでございます。ガスの容器であったりメーター、設備点検といった、固定的な費用を基本料金とする。ガスの原料費や配送費など、ガスの使用量に応じて発生する費用を従量料金とする。これに加えて設備料金といった、三つの料金でもって消費者に算定根拠を通知するということを求めたいと考えております。

そして、改正方針の上の二つ目の丸でございますが、三つ目の設備料金、こちらについては、ガスの配管であったり、ガスコンロなどのガスの消費と関係する費用は含めますが、逆

にガスとは関係のない、電気のエアコン、インターホンといった設備費用は含めてはいいかと、そのように定めたいと思いますし、明確にしたいと思います。すなわち、ガス料金と称して、ガスとは関係のない設備の費用を徴収するのはやはりおかしいではないかということをございまして、そうした費用計上を禁止するということになります。

改正方針の三つ目をございます。こちらは賃貸住宅の場合についてということになります。そもそも、賃貸住宅につきましては、エアコンであったり、給湯器といった設備は、賃貸住宅のオーナーが設置する場合は、家賃に含まれるというものでもございますし、恐らく多くの消費者の方も、エアコンや給湯器は家賃に含まれると、そのように理解されているというのが通常かと考えます。したがって、賃貸の場合は、エアコンや給湯器といった設備の料金は、計上は禁止するというのを考えてございます。

これに伴いまして、考え方の下の方に括弧書きでございますが、賃貸住宅の消費者向けに料金を通知する際には、基本料金、従量料金、設備料金という、三つの項目を設けた上で、三つ目の設備料金については、該当なしと記載をするということを求めたいと考えております。

以上が省令で定めたいと考えている内容をございまして、5ページ目をご覧ください。5ページ目をご覧ください。この三部料金制につきましても、先ほどの過大な営業行為の禁止と同様に、省令、販売の方法のところに位置づけることで、液石法上の勧告や命令、罰則の対象としていくことを想定しております。

これらの期日の実施時期ということをございますが、料金算定のシステム改修、料金算定、あとは料金通知のためのシステム改修に、相応の時間もかかるということも考慮いたしまして、改正省令の公布の日から3年を経過した日から施行することとしたいと記載しております。公布の時期としましては、先ほどと同様に、来年の春を目指したいと考えております。そこから3年後ということをございますから、2027年度には施行したいという方向で考えておりますが、この時期につきましても、今後、制度整備の状況にもよりますので、あくまで現段階での想定ということでございます。

その下には、括弧書きでございますが、後ほどご説明したいと思っております。配管の所有権の在り方についても議論になったと聞いております。所有権の在り方については、後ほど裁判例を整理した結果をお示しいたしますが、今後の検討課題と位置づけております。

その下のフォローアップのところをございます。こちら、先ほどの説明内容とおおむね同じでございまして、ただ、施行が3年後としていることとの関係上、逆に、早期に三部料金を徹底した事業者の方々のインセンティブになるように、そうした方々の事業者名を公表していくといったような、フォローアップの場で褒めていくと、そういったこともできればというふうにございます。

三つ目の柱、LPガス料金の情報提供に関してございます。一つ目の丸にございますが、LPガス事業者には、もともと法律に基づいて、ガスの料金を請求するに当たっては、料金算定の根拠を通知することが現行法でも求められております。他方で、これまでの商慣行な

どを鑑みますと、賃貸住宅や戸建て住宅に入居を考えている消費者、まだガス料金の契約をする前の段階の消費者の方々についても、事前にガス料金等の内容を提示すること、これをLPガス事業者の努力義務として定めたいというふうに考えております。

これに関しましては、令和3年6月に、不動産仲介業者から入居希望者に対しまして、ガス料金の情報提供を依頼する通知を国交省、そして経産省の連名で発出しているところでもございます。まずは、その内容をしっかりと周知をしていくということに加えまして、LPガスの事業者に対して努力義務を規定するというので、この取組なり、その方向性というものを周知徹底する。そして、しかも入居希望者の方への情報提供体制というものをしっかりと構築していくことを促していく、そうしたことをやっていきたいというふうに考えております。

以上が制度整備の案ということでもございました。

7ページ目、次のページでございます。こちらは先ほどかいつまんで説明をさせていただきましたが、改めてでございます。改正法令の実効性確保のための方策を1枚に整理したものとさせていただきます。

この実効性担保については、単に制度上の位置づけ、罰則適用のみならず、施行前・施行後のきめ細やかな対応が必要といったご意見をいただいていたというふうに理解しております。

過大な営業行為や三部料金制については、改正内容の周知に加えまして、取引の適正化に取り組んでいる事業者が消費者から選んでもらえるような、そういった情報提供をしていく、もしくはワーキンググループの中で褒めていくような、そういった取組をすることを考えております。

施行後におきましては、立入検査の対象にもなるということでもございます。監視をしっかりとしていくということ。その情報の端緒として、エネ庁に情報受付フォームを設けまして、立入検査でしたり、フォローアップ調査につなげていくといったことを考えてございます。また、このワーキンググループでも、フォローアップ内容を検証していくということでもって、実効性を担保していくということをしていけたらと考えております。

また、一番下、その他の部分でございますが、今後、関係する省庁、国交省、消費者庁、公正取引委員会といった、省庁との連携でありましたり、消費者委員会にも本ワーキンググループの取組状況を報告するといったことも含めて、関係各方面と連携した取組も想定しているところでございます。

最後、8ページ目でございます。戸建て住宅における貸付配管に関する裁判例を分析、整理したスライドをつけております。

まず、ここもいろいろな議論がございましたけれども、戸建てにおけるLPガスの解約時の貸付配管の精算について、消費者（居住者）側が支払いを拒否するということがあり、これまで多くの訴訟が発生したということでもございます。

裁判例としては、配管の所有権が設置時に消費者に移転してしまっているため、解約時に

配管を消費者に売却するという合意自体は原始的に履行不可能とされて、L P ガス事業者側が敗訴しているといった裁判例も多数存在していると。これが下の表の図のほうの上の部分に書いてある、強い付合の場合というケースでございます。

一方で、裁判例を分析いたしますと、例えば配管を取り外すことが容易であるということを実証するといったことや、あとは、三部料金制を徹底した上で、適切な減価償却を反映した精算金を明確化すると。そういった対応をすることで、裁判で勝訴する事例もあり得ることが見えてまいりました。この点、裁判例の分析結果ということで、整理したものとしてお示しさせていただきました。

以上が事務局からの説明となります。内容をご確認いただき、ご議論いただけたらと思っております。ありがとうございます。

○内山座長

ありがとうございます。

本日は、あと2本、ご報告をいただいてから質疑応答に入りたいと思います。

それでは、資料4、消費生活相談におけるL P ガス相談の現状について、林委員からお願いをしたいと思います。

○林委員

消費生活相談におけるL P ガス相談の現状についての報告と、それについての意見を述べさせていただきます。

まず、私の所属する公益社団法人全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センターに勤務する相談員が主な構成メンバーになっています。私も、日頃は町田市の消費生活センターに勤務しております。今日は、国民生活センターのP I O - N E T 情報から、L P ガスの相談について皆様にお伝えをしようと思っております。P I O - N E T の情報は、国民生活センターと全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談をオンラインで結んだデータベースになります。

今の表を見ていただくと分かると思いますけれど、この表は、2018年度から2022年度までのL P ガスに関する相談件数を表しております。いずれの年度も、国民生活センター・消費生活センターに寄せられる全相談件数が90万件ほどありまして、その中で、L P ガスの相談は大体毎年2,000件ほどしかないというふうに思っていただけだと思います。割合にすると、全相談の中の0.2%になります。その内容のほとんどが価格、それと勧誘方法についての相談になります。例えば2022年度の2,140件のうち、価格についての相談が1,027件、販売方法については585件でした。これはマルチカウントなので、重なる部分はあります。

参考として、全国L P ガス協会の相談件数も掲載してありますけれど、こちらは大体3,000件ほどでありまして、お客様相談所が消費者に周知されているのではないかと判断いたしております。

次、お願いいたします。この少ない相談件数の中で、国民生活センターは、2018年の12

月に、LPガス料金設定が分かりづらい、それから2019年3月に、プロパンガス会社を変更するときは慎重に、2022年9月、プロパンガスの契約先変更を迫る強引な勧誘に注意などの注意喚起情報を出しています。たかだか年間2,000件しかない相談件数しかないのに、これだけの注意喚起情報が発出されているということをご理解ください。これは、私の考えでは、悪質商法の手口として認識されたからだというふうに考えております。

具体的には、ここに書いてあります①番と②番の相談のところをちょっと見ていただければ事例が分かると思います。

それから、ちょっとここには事例として資料は持ってきていないんですけど、2023年5月に、消費者庁から業界トップであるニチガスさんに対して、特商法に基づく行政処分が実施され、それが公表されました。3か月間の業務停止命令というのは、かなり重い処分と感じていますが、私たち相談員の感覚としては、至極妥当だというふうに認識しております。ニチガスさんは、消費者庁からの命令で、ご連絡という書面をご自分のお客様には送付されたようで、実際にそれを持ってご相談に来た方もいらっしゃいますので、拝見はいたしました。それには、お客様に対するおわびという姿勢がちょっと見られなくて、22万件の契約のうち、委託先企業が行った6件の勧誘で違反を指摘されたにすぎないという認識であるように感じました。見解の相違があるので法的措置を講じたとおっしゃっているように聞きましたが、LPガス業界を代表する企業としては、行政の処分に対して、委託先も含めた処分ですけど、特定商取引法を遵守し、コンプライアンス経営を徹底したいというふうにおっしゃってほしかったなというふうに強く思います。少なくとも、エネルギー業界のイメージを損なうような営業は固く慎んでいただきたいと思います。

それから、特商法に違反しないと判断しての訪問勧誘だとは思うんですけど、先日も実は業務停止命令中にご相談が入りました。自宅で仕事をしている個人の方から、これは電気だったんですけど、勧誘がありましたという相談が入ったんですね。相談者は、自宅兼用で自宅で個人名で契約をしているので、事業者ではなく消費者だという強い主張がありまして、安くなるというふうに勧誘してきて、断っているにもかかわらず、この場合、領収書を見せたところ、勝手に契約先を変更されてしまったということがありまして、非常にお怒りの様子でご相談になりました。多分、事業者としての契約なので、特商法違反にはならないというふうに判断して勧誘されているのかとは思いますが、法律違反ではなくても、やはり企業の社会的責任が果たされているのか、非常に疑問に思った出来事でございます。

次、お願いいたします。町田市の消費生活センターの情報です。受付センターの許可がないと公表できないので、私の場合は、町田市のセンターの事例になることをご理解ください。

①番目が、集合住宅の事例になります。価格が高いので契約先を変えたい。値下げしたら不審に思われた。いずれも価格に関する相談です。先日も、ついこの間なんですけれど、集合住宅に住んでいる方が、毎月のガス代が、お一人暮らしなのにもかかわらず、1万5,000円ぐらいと。ちょっと払えないので、3か月ほど滞納して、よくガスを止めないで供給してくださいと、ちょっと感謝はしているんですけど、その状態で5万円ぐらいになって

しまして、お一人暮らしなので、この1万5,000円という料金が非常におかしいという苦情でした。この方にいろいろ聞いたところ、家賃が周りの方よりも非常に安く、月額5万円ぐらいだったんですね。恐らく家賃に含まれているものの負担が、LPガスとして請求されているんじゃないかと思われるということはお伝えいたしました。事業者の方に価格の明細を出してもらって、従量料金だとか、基本料金だとか、何かほかのものが入っていないかどうか確認してくださいというような助言はさせていただきました。まさに、このワーキングで話し合っている現状だと思います。集合住宅に住んでいる方が、こんな高い料金を経験してしまうと、そこを退去して、ご自分で家を建てようと思ったときに、果たしてLPガスを選択するでしょうか。将来の戸建て住宅の顧客になり得る方たちに、高い料金を乗せているということは、やはりLPガスのイメージに非常に問題が生じるのではないかというふうに、私はずっとここ何年も思っております。

次、お願いします。次が②番目で、戸建て住宅の事例でございます。

これもLPガス事業者に勧誘され、築10年のオール電化住宅を3年前に台所のみLPガスに変えました。先日、給湯器もLPガスに変えたところ、値上げのお知らせがありました。基本料金1,200円が1,800円に、従量料金310円が520円になると記載されておりました。安く勧誘して値上げするのは問題だ、設備はLPガス事業者の負担で設置したということは認識していらっしゃる方でした。

それから、3年前、LPガス事業者が訪問し、安くなると勧誘されたので、事業者を変更した。気がついたら基本料金が300円値上げされ、単価も100円上がっていたというご相談があります。これはちょっと前の相談になるので、金額がちょっと優しい感じになりますけど、今はもっと多分高いと思います。これでも安く勧誘してきて値上げしたということで、消費者が不信感を持つということの事例ではないかと思えます。

それから、次ですね。③番目が、LPガスの相談の中でも、最近多いのが大家さんからのご相談なんですね。大家さんというのは、もともと事業者なので、消費生活センターの相談としてはなじまないんですけど、一応、お話は聞いて、LPガスへの苦情として記載はさせていただきます。

アパートを営んでいるが、不動産屋に、給湯器の交換をLPガス屋に負担してもらえからガス屋を変えないかと勧められた。契約書の中に、13年間はLPガス事業者を変更しないという条件がある。今は基本料金が1,500円で単価が350円だが、今後、値上げの可能性があると書かれている。この事業者は本当に信用して大丈夫かというようにご相談です。

アパートの経営者からの相談が増えていまして、私たちも、その事業者がいい悪いというようなことはもちろん言えませんので、一般的なお話はさせていただいているんですけど、LPガス料金の明細をちゃんと確認、ずっとしてくださいねということは、大家さんにもお伝えはしております。

それから、ほかにも価格表や領収書をもっていない、最近、Webでやるということが

多くなっていますので、ちょっと高齢者になると、最初に話が来たときに、Webで確認しますよというふうに言うんですけど、実際には息子か何かにそのときだけやってもらって、あと毎月は全く全然分からないと。領収書も明細書も、明細も何も分からないというようなご相談とか、ひどい人になると、もう、どこのガス屋と契約しているか分からないというような方もいらっしゃいます。確かにDXで、しょうがないんですけど、紙がなくなるということは、高齢者は認識をしていないというふうに理解していただいて、もう少し配慮のあるような対応をお願いしたいかなと思います。払わなかったらガスを止められたというのは、相談がすごく多いんですけど、それはちょっと放っておきます。

最後、8枚目です。日頃感じている課題を書かせていただきました。消費者が選択できるように、価格の明細の公表や勧誘時の特商法のルールを遵守することも、もちろん保安や安全・安心など、当然やっている事業者さんがほとんどだとは思いますが、このような相談が実際にセンターに入っていることを重く受け止めていただければと思います。実際に相談する人は2%にすぎないというデータもあるんですね。サイレントマジョリティーは、苦情も伝えず諦めているか、LPガスを選択しないと判断しているのかもしれない。

今回のワーキンググループで、どこまで実効性のある施策ができるか、難しいとは思いますが、ガイドライン程度では守らない、守れないという事業者さんがいるということが、もう本当に明らかになっていますので、もう一つ上の規制をきちんと整えていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。今回は、特に大手の事業者さんが入っての議論なので、実効性に期待をしています。

それから、私の考えですけど、経過措置3年というのは長いかなという気がします。だから、混乱しない程度の短期間で行わないと、現状が変わらないということになりかねないので、いいことはすぐに実行していく姿勢に期待したいと思います。これはもう事業者さん各自の取組方、姿勢だと思いますので、その辺は、自主宣言というのとはすごくいいことかなというふうに思っていますので、期待をしています。もう、こうしますというふうに競い合って自主的に宣言していく、それを評価する仕組みをつくっていただければいいかなというふうに思っております。それから、消費者にとって本当になくってはならない大切なエネルギーであるLPガスが、事業所も消費者も納得できる、安定した価格で供給されることを本当に切に願っております。

私からの報告は、以上になります。

○内山座長

ありがとうございます。

もう1本です。資料5ですね。賃貸集合住宅における実効性確保に向けての提案ということで、浦郷委員からお願いをしたいと思います。

○浦郷委員

全国消費者団体連絡会の浦郷と申します。5月に事務局長を退任しましたので、本日は前事務局長という立場ではありますが、全国消団連としての意見を述べたいと思います。よろ

しく願います。

次、願います。こちらは全国消団連の紹介ですので、お読み取りください。

次に、今日お話しすることです。まず、全国消団連のこれまでの取組を簡単にご紹介します。私のプレゼンでは、賃貸住宅の無償貸与に焦点を当ててのお話になります。今回、商慣行是正のため、施行規則改正が提案されていますが、この実効性を確保するために、行政、事業者、消費者団体が、それぞれ何をすればよいのか、それを提案したいと思います。

次、願います。全国消団連の取組です。2016年、電力・ガス自由化の頃、自由料金のLPガスについて、このワーキングがまとめた報告書で、LPガスの小売価格の透明性の確保・向上を早急に進めることが必要だと報告されたことから、LPガス販売における情報開示に関するアンケート調査を実施しました。これが最初の取組になります。アンケート結果を基に、取引透明化を求める要請書を発出、また、ガイドラインが策定されるということで、それについての学習とパブコメの提出をしています。そして、2017年にはガイドラインが策定されました。しかし、事業者は守ることができず、行政も守らせることができない状態で、現在に至っています。

次、願います。2019年1月には、総務省の北海道管区行政評価局による調査結果において、LPガスの取引適正化ガイドラインが必ずしも遵守されていないと指摘され、この問題は北海道のみの課題ではないと考え、意見書を出しています。また、2月には、全国規模での実態調査が重要と考え、総務省本省の調査テーマ候補として要望しましたが、残念ながら採用されませんでした。2020年には、各地のLPガス懇談会において、料金や契約の透明性について、依然として改善の余地があることが指摘されたことから、再度意見書を発出。8月の学習会では、北海道と神奈川の消費者団体から報告をいただき、課題を共有しました。この中で、無償貸与に関して、近年、賃貸集合住宅のオーナー側からの要望が課題になっている実態があるのではないか、国交省の協力も必要だという意見がありました。そこで、11月には、エネ庁に対し、関係省庁と連携を取ることを求め、要請書を出しました。そして2021年6月、経産省・国交省連携による通知が出されました。

次ですね。2021年8月の学習会では、この問題を広く知ってもらいたいということで、報道関係の方々にも参加を呼びかけました。その成果があり、業界紙のみならず、一般紙の全国版の記事として報道され、2022年2月の経産大臣の解決すべき課題という発言にもつながりました。大臣の発言もあったので、翌月、省庁連携で抜本的対策を講じるよう求める要請書を、エネ庁をはじめ、国交省、消費者庁、公正取引委員会にも発出しました。昨年9月の学習会では、永井課長にもご参加いただき、課題が共有され、今回のワーキンググループの再始動につながっていると思います。

次、願います。それでは、商慣行是正の実効性確保のため、それぞれ何をすべきか提案していきたいと思います。

まず、エネ庁です。今回示された対応方針には、基本的には賛成します。制度改正については、事業者への周知徹底はもちろん、マスコミなどを通じて広く社会にも知らせてくださ

い。実効性確保には、チェックの仕組みづくりが必要です。地方行政による検査があるようですが、従来の保安に関する項目に加えて、料金表示や情報提供などの項目の追加が必要だと思います。また、執行機関に関しては、検査をするに当たり、今回の制度改正に至る背景、消費者保護の観点での理解を深めることも必要です。そのための研修等を実施してください。フォローアップとして、地方のLPガス懇談会における進捗確認、そして、このワーキングでの検証も引き続きしっかりと行ってください。そして、この問題は、エネ庁だけで解決するのは難しいと思います。国交省、公取委、消費者庁、消費者委員会など、関係省庁と連携を図って進めていってください。

次、お願いします。次に国土交通省です。経産省と連携し、賃貸物件におけるLPガス料金の情報提供を依頼する通知を発出したことは、大きな第一歩として大変評価します。今回の改正で、LPガス事業者には、情報提供が努力義務となるので、エネ庁にはLP事業者への周知を徹底してもらいますが、国交省のほうも、関係者へ再度、情報提供について周知をお願いします。努力義務だと、情報提供しないLPガス事業者がいるかもしれませんが、料金情報がないときは、主な管理会社、仲介業者のほうから、LPガス事業者へ情報提供を求めるようにお願いしたいと思います。この料金情報は、消費者の知る権利、選択する権利を守ることもつながりますので、ぜひ料金情報の提供が当たり前になるように周知をお願いします。また、無償貸与の商慣行については、今回の改正では、違反したLPガス事業者には罰則もあります。オーナーや不動産管理会社には、今までのような商慣行による取引はしないように、液石法への理解も含め、周知することを強く要望します。そして、引き続き経産省と連携して、この商慣行を是正する取組をお願いします。

次に、公正取引委員会です。無償貸与という商慣行は、事業者間の自由競争ではありますが、これが過剰な状況となり、結果的に、消費者に不利益がもたらされています。1999年（平成11年）に、公正取引委員会は、LPガス販売の実態調査報告を行いました。この報告で、公取委が懸念として指摘した不公正な取引は、24年たった今でも行われています。また昨年、独占禁止懇話会で、委員からLPガスの不公正取引についての質問に対し、公取委の企業取引課長は、LPガスについては、平成11年に実態調査報告を行い、我々としても関心を持って対応してきており、今後も十分に注視してまいりたいという趣旨の回答をしています。今、この無償貸与の商慣行が是正に向けて大きく動こうとしています。この取組を後押しして、実効性を確保するためにも、公正取引委員会に対しては、LPガス販売実態調査の再調査、これを要望いたします。

次に、消費者庁です。賃貸物件におけるLPガス料金の情報提供について、ほとんどの消費者は、料金を確認できることを知らないと思います。賃貸物件の契約前にLPガス料金の確認をするよう、消費者への周知をお願いします。また、相談事例の共有や注意喚起も、国民生活センターなどと協力して進めてほしいと思います。また、消費者への不当な勧誘による契約が行われる事例もあります。特商法違反の行政措置も行われておりますが、今後もしっかりと目を光らせてほしいと思います。

消費者委員会に対してもお願いがあります。先日、消費者委員会本会議において、L P ガスの商慣行見直しに関してのヒアリングがありました。この問題に関して、再度、エネ庁から最終報告をする場をぜひ設けていただきたいと思います。その際、国交省、公取委、消費者庁にも参加をいただき、エネ庁の最終報告に対してのそれぞれの受け止めの報告をしてもらうようお願いしたいと思います。

次に、L P ガス事業者及び業界団体です。まずは、取組が始まっている賃貸集合住宅のL P ガス料金の情報提供について、周知徹底することを要望します。とにかくL P ガス事業者からの情報がないと、不動産仲介業者も情報提供できませんし、消費者は知ることができません。消費者の選択の機会をしっかりと確保してください。さらに、事業者の皆さんには、今回の制度改正に対する受け止めをしっかりと表明していただきたいと思います。ガイドラインは守られてきませんでした、今回は制度改正です。抜け駆けを許さない、しっかりと法令遵守をする環境をつくるには、業界の意識改革が必要です。エネ庁は、事業者に制度遵守に係る自主適合宣言をしてもらい、見える化することを考えています。大手事業者から率先して宣言をしていただきたいと思います。また、地域に根差し、消費者に支持され、選ばれるL P ガス業界となるためのビジョン、これを事業者・業界団体ともに示していただきたいと思います。3月のワーキングで、日本瓦斯の吉田委員が、抜け駆けが出てしまうと、なし崩しになる、事業者が足並みをそろえて、監視体制や違反した場合の制裁もセットで考えないという趣旨の発言をされました。私は、これがとても印象に残り、忘れられませんでした。議事録を見ると、事業者間の申合せでは懸念もあるが、法律ということであれば、特に問題ないと思うということもおっしゃっていました。日本瓦斯さんがこのようにおっしゃっていたので、最大手事業者のリードの下、今回は、しっかりと制度が遵守され、無償貸与の商慣行が是正されることを期待します。そして、業界全体でフォローアップ、進捗状況の確認と報告をお願いします。

次です。私たち消費者団体は、まず、L P ガス料金の課題について情報共有し、特に各地で行われているL P ガス懇談会に参加している消費者団体には、理解を深め、問題意識を持って懇談会に臨んでもらい、消費者の不利益が是正されているかをチェックしてもらいます。そして、L P ガス料金の問題がここまで解決の方向に動いたのは、北海道や神奈川の消費者団体の地道な調査活動の成果だと思っています。L P ガスは全国で使われていますので、さらに広く多くの消費者団体が取り組めるよう、支援をしていきたいと思っています。そして、マスコミへの働きかけです。今日も多くの報道関係者が傍聴されていると思います。もともと自由料金であるL P ガス料金ですが、料金の内訳もよく分からず、一部問題があるということも知らずに利用している消費者も多いと思います。広く知ってもらうため、社会全体に発信してもらえよう働きかけていきたいと思っています。

最後にまとめになりますが、今回、施行規則改正に踏み切った意義はとても大きいと思います。しかし、実効性が確保されなければ意味がありません。消費者の不利益につながる商慣行をぜひL P ガス業界全体で是正し、料金透明化、取引適正化に向け、取り組んでほしい

と思います。行政も連携してフォローアップをして、実効性の確保をしてください。そして、消費者団体も学習会を通じ、学び、考え、行動する消費者を育てるよう取り組んでいきたいと思っています。

最後です。LPガスは消費者の生活に欠かせないエネルギーです。誰もが納得して利用できるものとするために、皆さんで連携して取り組みましょう。

ご清聴ありがとうございました。

○内山座長

ありがとうございました。

これで今日のご発表3本は終了になりましたので、これから質疑応答に入りたいと思います。1本目のエネ庁からのご報告は、これからの取りまとめに直接関わってきますので、質問を含めて、またご議論いただければと思います。また、後者2本、消費者の皆さんからのお話は非常に切実なものがありましたし、響くものもあったかと思います。やっぱりこの国は基本的に自由主義の国でございますので、一定程度、供給サイドの都合というのはもちろんあるでしょうけれども、やっぱり最後は消費者主権になってくるという点があるかと思えます。そういう意味で、非常に重たいご発表であったかなと思います。

それでは、どなたからでも結構でございますけれども、ご意見あるいはご質問を承りたいと思います。

まずは、先に吉田委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

○吉田委員

日本瓦斯の吉田でございます。

まず、冒頭になりますけれども、このたびの消費者庁様からの行政処分として訪問営業停止ということで、その理由として、委託先の訪問販売において不適切な内容が6件ありました。このことについては、林委員からもご指摘がございましたが、当社として、コンプライアンスの意識を徹底して、非常に重く受け止めて対応してまいります。

また、先ほどご指摘のありました、個人ではなくて、事業者様へのコンタクトにつきましても、そのようなお声があることも踏まえまして、現在は一切停止ということを経末まで続けております。引き続き、ご指導、ご指摘のほどをお願いしたいと思います。

私の意見自体は、また後ほど機会をいただければと思うんですが、まず、テクニカルな部分で確認させていただきたい。エネ庁さんの資料では、基本的に、三部料金制をやっているようになっています。かつ、明記されているのは、少なくとも新規の契約での賃貸集合住宅においては、ガス器具も含めて、無償機器の提供はやめようと、こういうことと理解しております。これは三部料金と言うのかどうか、呼び方ですが、仮に三部料金にしたとしても、設備料金はゼロという記載をしましょうと。ここは非常にクリアになっていると思えますし、エネ庁さんは大きな一歩を踏み出されたと思います。

他方で、ご質問ですが、では既存で機器分、いわゆるガス器具等、場合によってはエアコンとかインターホン、こういったものが無償で設置して事実上料金に乗せられているとい

うのが、このワーキングでも課題になりましたように、実態としては存在するわけで、これについては、どう対処するのか。今まで二部だったものを三部にすると、入居者さんからするととんでもない話になるのではないかと、決して方向性に反対するわけではないですが、この辺どうお考えかというのが1点目の質問となります。

二点目は、戸建について、これは主に貸付配管が問題になってくる中で、三部料金というものを前提というふうに、資料的には読み取れるんですけども、ただ、配管ということになりますと、当然、物ですので、償却して行って価値が減っていくわけで、それを料金に反映させるというのは、テクニカルに言うと、どういうふうに可能なのかどうか。ご質問です。三点目は、戸建てで三部料金を適用した場合に、長期間にわたる他社への切替え制限は問題だというのは、このワーキングでもご指摘があったわけですが、そこ三部料金の共存についてどのようにお考えかと。

この3点についてご質問させていただければと思います。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

じゃあ、お答えをお願いしてもよろしいでしょうか。

○日置室長

1点目、2点目、3点目は、ちょっと、もう一度お聞かせいただけたらと思うんですが、まず1点目、2点目だけ。

まず新規は、新しい世界ですので、このルールにのっとってやっていくと。では、既存をどうするのかということですが、こちらは、いろいろ対応の方策としてはあり得るのだろうと思いますし、実際にどう対応していくのかというのは、事業者の皆様との議論をしていけたらとも思います。ただ、今指摘されていますのは、料金の中にガスの供給とは関係のない料金が含まれていること自体への指摘ということでもございます。もし、それを請求しているということであれば、消費者にこれから提示をすると、もめ事になるとか、そういうことではなくて、まずは透明化をしていくということが重要というふうに思います。その上で、その料金の回収、まずもって、どのように投資回収ということで算定されているのかということにもよりますが、改めて消費者との間で別途リースなのか何なのかという形で契約をするということもあろうかと思ったり、既存の営業努力の中でということもあれば、それは状況次第でございませぬけれども、あとは賃貸住宅であれば、オーナーさんとの関係で、改めて協議をするといったことが想定されるかと思ったり。簡単なことではないんだろうというふうにも思うものの、ここは消費者利益の確保に向けていかに頑張れるかというところで、知恵を絞っていけたらというふうに思うところでございます。

2点目、貸付配管の三部料金とする部分ですけども、償却に応じた料金の設定ですね。ここも工夫次第、やり方次第ということだと思いますが、一つの考え方として、設備料金としては、償却に応じて請求していくというのは分かりやすいというのは、根拠が明確であるという点では、分かりやすいのかもしれない。ただ、実務的にどうなのかという点はあるう

かと思えます。この点も、まずは説明できるように、どのように説明するのかというところが求められるとも思いますし、あとは、裁判例にもございますとおり、減価償却を反映した精算金を明確にするという取組が、裁判との関係でも重要になってくる可能性があるということも踏まえて、ちょっと、この辺りは事業者さんの販売状況に応じて、どう対応するのがよさそうかというのをご検討いただくのかなというふうにも思うところがございます。いずれにしても、料金の説明については、消費側から、納得できるような説明ができるかどうかということにかかっているとも思っていて、必ずしも費用に応じた負担ということでもなく、そこはちゃんと納得できる説明がどうできるかということかとは思っています。

三つ目の点は、いかがでしたでしょうか。

○吉田委員

賃貸については切替を制限するような条件を付した、いわゆる長期で縛るといふのはいけませんよということは資料に明記されているんですけども、他方で戸建てで三部料金を取った場合に、三部料金にしていれば15年の縛りで良しとするのか、そういうご質問です。

○日置室長

この点も、やはり過大な営業行為の1番目のところで、LPガスの事業者の切替を制限するような条件に該当するかどうかということとの関係で、それが妥当かどうかというところで、合わせて考慮していくということかという考えでおります。一概に何年がいい悪いということでもないと思いますし、消費者がどのように合意をしているのかというのはありつつも、基本的には長期で、それに伴って大きな利益が供与されているということも、実態としては多くあるのかなというようなことを踏まえると、今申し上げたような、一つ目の過大な営業行為のところで見ていくのかなというふうには考えてございます。

○吉田委員

分かりました。ありがとうございます。

○内山座長

はい、ありがとうございました。

じゃあ、続きまして高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

高橋でございます。

浦郷さん、そして林委員、消費者の言葉として、今さらじゃないんですが、お二方の発表を聞きまして、今さら背筋が伸びまして、恥ずかしい思いをしているやら、なるほどという思いでした。特に林さんは地域も近いことから、いろんなご指摘していることも、今さら言うんじゃありませんが、いい意見書をいただきまして、本当にありがとうございます。

その中で、特にニチガスさんに対しても、真摯に吉田委員も受け止めていただきまして、いいお言葉をいただいたと思っておるんですが、これは1社だけの問題じゃなくて、業界全体になることかと思えます。ですので、これは全体の問題として受け止めたいたんですが、6

月以降も、そういった営業があったとか、名称を変えたとか、あるいは集合住宅は関係ないから営業をやったとかじゃなくて、やっぱり学校で言えば停学を3か月食らってしまったと。その間に、やっぱり一生懸命勉強しなきゃいけないのに、ふらふら遊んでいるような、例えば悪いですけど、そういうことだと思いますので、ぜひ、これは1社の問題じゃなくて、全体として考えていこうと思っております。

さらに、吉田委員には、すかさず、ああいった反省の弁をいただきましたこと、私、ある意味、感謝を申し上げる次第でございます。

それと、集合住宅でそういったことをやっている、やがて一戸建てをやったときに、絶対にもうLPからのお客さんにはならないと。まさにそのとおりだと思います。そういった点を踏まえて、今回のワーキンググループは意義があったと思っておるんですが、これまで3月、5月と、2回にわたるワーキンググループをやってきたわけですが、冒頭、定光部長からお言葉がありましたように、昨日、今日の問題じゃなくて、もうこれは昭和からの問題を、いまだに抜本的な改革ができていないと。それだけ厄介というか、一筋縄ではいかない、やっぱり経済性の問題ですので、競争の問題ですので行かないということだったんじゃないかと思えます。

他方、第1回のワーキンググループでは、協会としまして議論の進め方について要望した3点のポイント、公平性・実効性・安定性の観点から見ると、具体的に掘り下げて検討を行う必要がある。そういった面で、非常に方向性があるというふうに評価させていただいておる次第です。

各論になるわけですが、3点、その各論3点について一言だけコメントさせてください。

過大な営業行為の制限についてですが、これはまさに歓迎、これは消費者も歓迎ですし、私も業界としても本当にむちゃな、今日の朝日新聞を見られた方は多いかと思いますが、1面に、関係のない設備投資、本当に関係のないものにまでブレンドしちゃうと。こういったことに規制が入るということ、これに関しては、非常に評価が大きいというふうに考えております。

ただ、これに関しては、やっぱり私ども業界、経産省だけの問題じゃないと思っておりますので、強く国土交通省側からも不動産あるいは管理会社に対して取組周知をさらに強くお願いしたいと思っております。

問題は、新制度移行を見越して現行制度下での現在既に過大な営業行為に拍車がかかっているという、そういった問題も起こっているのも事実です。大手不動産関係者から露骨な設備供与も求められている実例もあるわけです。まさに追い込みというか、今やっちゃおうというような、ある意味、これは非常に情けないことなんですけど、こういった現実があるということもご留意いただきたいと思います。

2点目です。三部制料金の徹底です。

特に、賃貸集合住宅における配管、給湯器、エアコンなどの設備費が、本来家賃に含まれるものとしてガス料金のカテゴリーの中で設備費への計上をさせないこと、これが賃貸集

合住宅事業者の利益保護になるわけです。

他方、これを徹底させる上で重要なポイントは、抜け道をどうやって防ぐかと、こういったことに限ると思います。

1点、附帯してご注意いただきたいことなのですが、これはリース料という言い方をしているのかもしれませんが、三部制料金の徹底に伴い、ガスを表記する場合、必要な器具以外の設備計上が禁止されること、そういった副作用が出る可能性があります。ガス漏れ警報器の設置がどこまで進捗できるかという、そういう問題が懸念されております。

特に、賃貸集合住宅については、設備をオーナーが設置する場合には、設備費は家賃として回収されるスキームとなるため、家賃上昇による入居者へのリスクに直面する、そういったオーナーのガス警報器設置意欲が低下してしまうと、そういう点が懸念されておりますので、この辺を留意していただきたいと思います。

他方、経過措置についてなのですが、現行契約について、新制度施行時点で極端に言えば破棄になってしまうと。新契約への切替えとなると、現行、液石法令に基づきまして、未償却分の精算となることについて、行政から消費者への周知啓発をお願いしたいと思っております。

すなわち、契約の破棄、新契約への切替え及びそれに伴う精算、消費者への金銭的負担発生は、販売事業者の意志によらず、法令改正によるやむを得ない事象であると思っておりますので、行政から公に発信することで無用の混乱回避をお願いしたいと思います。

そして、最後、三つ目でございます。

L Pガスの料金等の情報提供、これについてですが、まさに経済産業省だけでなく、国土交通省と連携した形での検討を期待するところでございます。

L P事業者に努力義務を課す場合、不動産関係事業者に同様に協力をさせていただくと、これに尽きるのではないかと思っております。

以上、雑駁な話になりましたが、前段の話と後半の話、色が違いますが、私の意見と、あるいは業界の意見として受けていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○内山座長

はい、ありがとうございました。

ほかの委員の方で、ご発言をされたい方はいらっしゃいませんか。今日は珍しいですね。少ないですね。

柴崎委員、お願いします。

○柴崎委員

最初に皆さんにおわびしなければいけないことがあります。それは意見書に誤字がありました。私の1ページの9行目の「L Pガス供給設備」が、これが「消費設備等」で、12行目から13行目の「供給設備」も、「消費設備等」の誤りです。そして、2ページ目の9行目の「供給設備」も同じく「消費設備等」でありまして、17行目の「供給設備等」は「消費設

備等」になります。とんでもない間違いをしまして、恥ずかしい思いです。

さて最初に、契約というのは、両当事者が自由に選択すればどういう契約でもできるのが基本です。それができない状況を作り出しているのが一番の問題です。

集合住宅では、入居者が自分でガス料金を選べない、これが一番の問題です。自由に選択できないんです。これはとんでもない問題です。ところが、戸建て住宅の場合には自分が選べるという、大きな違いがあります。これを大きな問題として捉えなければいけない。

そして、二番目に大きな問題は一部の大手業者は、法律に違反しなければ何をやってもいいという、そういう考え方を取っているのではないかと疑ってしまいます。なぜなら、LPガスの問題が訴訟にまで大きく騒がれるようになったのは、平成7年以降であり、ガスの自由化という名の下に、何をやってもいいんだ、ということから始まりました。

一部の大手業者は、ガス料金はこれまで国が決めていたのを自由料金になったなどと嘘を言い、うちは安い安いと言い始めたんです。これは明らかな嘘であり、大問題でした。

この話をなぜしたかと言うと、一部の大手業者はいつもこのような抜け道を考えるから怖いんです。これを正常な商慣習の範囲内だと言われたときに、どうやって規制できるんだろうか。だからこそ、いろんな省庁が手助けしないとうまくいきません。

そして、機器を貸与しちゃいけないというお話がありましたが、一部の大手業者は、機器をつけずに、その工事費用つまり建築請負、代金という名前に変えたうえでクーラーでも何でもつけちゃいます。そのうえでその費用を請負代金にして、15年間で0円にしますというやり方になっています。機器の貸し付けと同様ですが、付合などの法律をすり抜けるための方法であり、こういうことを平気でやっています。

それどころか、もっとひどいものになると、紹介料という名目であり、入居者1件当たり幾ら出しますという紹介料、つまりガス業者を切り替えさせてくれれば紹介料を払いますというやり方です。大家さんに対しては、入居者が別な業者さんからガスを取ったら、紹介料を返してくださいと言って大家さんを縛り付けています。大家さんはガス料金を払っている人じゃないんです。それなのに、ガス業者を変えたら、紹介料を返してもらうぞと、こういう脅迫をしているわけです。これが通るんだろうか、そういう一部の大手業者は、戸建て住宅では付合の理論で他の業者の設備を只取りしている、一部の大手業者が自分の利権のために紹介料をつくり出しているのです。大家を縛りつけて、入居者から高い料金を取っています。

次に、三部料金制ですが、これにも抜け穴があります。入居者には通常のガス料金しか請求しませんから、請求内容には設備費用が出てきません。そのため一部の大手業者に対して三部料金制を強制しても入居者を守ることができないのです。これが抜け穴です。

入居者に三部料金制の請求書を出させたとしても、給湯器やクーラーなどの料金はどうかなるのでしょうか。LPガス業者が入居者にお貸ししてますということになるのであれば、この家を借りているはずなのに、給湯器はLPガス業者から借りていることになるのか、ということになります。これは国土交通省の問題です。

賃貸住宅に入るときには、不動産業者は賃料など全ての料金を説明することが法律上義務付けられるのに、大家以外から請求される料金は別建てで説明しなくても良いのか。そもそも、大家にクーラーなどの機器を提供して大家の所有物にしたのであれば、これを賃料に含めていなければおかしいはず。要するに、LP ガス料金が高額になるのは、クーラーなどの機器代を事実上加算しているからであり、そうでないとすれば、一部の大手業者は、一般料金や平均料金以上の料金を入居者に請求してはならないはず。

私が現に扱っている事件では、大学生がワンルームに入ったら、学生から文句が出た。一月 7,000 円か 9,000 円もガス料金がかかる。学校へ行って帰ってきてちょっと家にいるだけなのに、こんなにかかるはずがないじゃないかと。

それを聞いた大家さんがびっくりして、ガスを安くしろと、有名な一部の大手業者に言ったところ、安くしますと言っただけで安くしなかった。そのため、大家さんは別の大手業者から「うちは安くします」と言われたので、本当に安くしてくれると思ってお願いした。ところが、しばらくしたら、値段が上がっていたんです。その業者さんは値上げを認めて、大家さんの自宅の個別のガス料金を、3か月タダにしますから勘弁してくださいと言った。そしてまた、しばらくしたらまた値上げしていた。苦情を言うと今度は大家さんのところの自宅の個別のガス料金を6か月安くしますと言った。大家さんはあきれてしまった。一部の大手業者はこういうやり方をするんです。これはもう大変な問題です。

ところで、戸建て住宅に対しては、一部の大手業者以外の善良な業者さんは、切り替えるときには、先行の業者さんがお金をかけた機器代を支払いますと言って払っているんです。一定の期間がたつと、機器代は要りませんと言って請求しません。だから、戸建て住宅で問題になっている事案は、一部の大手業者だけが被告（相手方）になっています。判決の結果ばかりを見るんじゃなくて、被告を見てもらえば誰がどういうやり方をしているのかがすぐわかります。これも大きな問題だろうと思っています。

そして、先ほど林さんからいろいろ話をいただきました。料金が安くなりますからうちでどうですかと訪問販売をする。これをやっているのはごく一部の大手業者さんです。普通は自分のところの料金を公表していますから、出向いて行って宣伝することはなく、まして、うちは安いですと訪問販売するのは、極めて一部の大手業者しかありません。

訪問販売する、そして、契約書を締結するまでしつこく帰らない。これは、もう平成7年から行われている行為であり、一部の大手業者のやり方です。そして、ヤクザものが出てくるぞというような脅しまでかけてきました。さすがに今はなくなりましたが。

その代わりに訪問販売していた従業員を別会社の社員にして、大手業者の提携業者にし、同じことをさせています。大手業者の名刺を持たせてです。これは極めて問題です。これもどうするんだと。

それから、今問題になっているのは、集合住宅の大家さんとの契約です。集合住宅の大家さんは不動産事業者となるので、消費者契約法の適用がない。そのためかなり無理難題のある契約書が作られています。

一部の大手業者は大家さんいじめをやっています。きっちり監視しないと、大変なことになります。今回のエネ庁さんの提案は基本的に大賛成なのですが、抜け道が幾らでもあるので気をつけないと大変です。

そして最後に、びっくりする話をさせていただきます。

一部の大家さんは、集合住宅を建てて貸す、その際色々な機器をLPガス業者に取り付けさせておいて、ガス料金を安くしないと業者を変えるから安くしろと言う、場合によっては、大手建設業者が家主になって入居者からガス業者の選択に関する委任状を取って、無理な要求をLPガス業者に突きつけていることも聞いています。

ということは、不動産業者、仲介業者も含めて、今回の問題が生じています。LPガス事業者さんだけの問題ではないのであり、その辺も考えて対策をお願いしたいと思います。

以上、柴崎でした。

○内山座長

はい、ありがとうございます。

では、豊國委員、お願いいたします。

○豊國委員

それでは、事務局の資料に関連して発言させていただきたいと思います。

今回論点整理ということだと思いますが、これまでのワーキンググループの議論を対応の方法という切り口からまとめられておりまして、改善策をどうやって実効性のあるものにしていくかという観点から、非常に検討しやすい形に整理していただいたと考えております。

その上で、一つは、今回措置を実施するに当たって、ルールを明確にさせていただきたいということでございます。今日の資料でも法令のレベルでの書き方になっているわけですが、どうしても法令では抽象的な書き方にならざるを得ないところがあると思いますが、ぜひ通達ですとか、ガイドラインですとか、こういったところをかみ砕いていただいて、LPガス事業の実体に即して事業者にも明確で分かりやすい基準ということをお願いしたいと思います。

次に、先ほどから各委員から出ている問題でございますが、抜け駆けのないような基準であり、運用をお願いしたいということでございます。

社会的に許容できないような過剰な営業行為というものは、やってはいけないし、規制されてしかるべきと考えております。

しかし、ほかの事業者が行う営業行為が、法律的に認められる中でということになりますと、競争している以上、こちらも同様の手段で対抗せざるを得ないという現実がやはりあるということだと思いますので、そこはやはり今回の措置をやる場合には、これは事業者間の競争を規制しようというものでありますので、どの事業者にも同じ基準、同じ規制を公平に適用するということが非常に大事だと思います。

そうでないと、一線の営業も、ほかの会社でやれてなぜやれないんだと言われてしまいま

すので、そこはぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、最終ページにある貸付配管の問題、これはまだ方針という段階ではなくて、今後の検討の参考資料という位置づけだと理解をしておりますが、コメントをさせていただきたいと存じます。

まず、やはり貸付配管の問題につきましては、既存の貸付配管契約の問題をどうするかということと、これから新規の契約をどうするかという問題を分けて、やはり考えるということが非常に重要だと思っております。

新規契約につきましては、三部料金制によって透明化を図るのがよいのか、あるいは、そもそも配管工事費用とガス料金は完全に分離してしまったほうがよいのか、さらに議論をしていくということになるかと思いますが、一方で、既存、既にもう結んでいる貸付配管契約、これは多くのLPガス事業者が行っている契約でありますので、一部判決はありますけれども、これを一般化してしまって、既に結ばれている契約を無効だということについては、LPガス事業全体に大きな影響がありますので、慎重に考えていただきたい思います。

その関連で、前回ワーキンググループで貸付配管契約無効あるいは消費者契約法を適用して、損害がないと認定した判決について、私は、LPガス事業の実体とかけ離れているということをご報告いたしました。

今後の検討に当たっても、要望を申し上げたいと存じます。

この資料でも付合とは何かということが書かれているわけでございます。

その基準は、不動産に動産が付着して、これを分離復旧させることが事実上不可能、または社会経済上著しく不利益な程度に至ると、その動産は、不動産と一体となり、結果として不動産の所有者のものになると、これが付合であると書かれております。

確かにこれは民法における通説であるということではありますけれども、一方、民法の学説において取引観念説、ないし取引安全説という学説もございます。これはどういうことかと言いますと、付合の基準は、物理的に損傷せずに分離し得るかかどうかではなくて、付合物が取引の通念上、独立するものとして扱われているか否かに求めるべきと、こういうような学説でございます。

消費配管の場合、前回ご報告しましたように、取り外すことなく売買対象になっているわけでございますから、そういう意味では、貸付配管の制度あるいはこの契約というのは、むしろ通説というよりは、この取引観念説の立場に基づいて組み立てられた制度であり、契約であると考えることが、私は妥当ではないか思っております。

一方、裁判では、消費配管が付合されている、民法の通説に基づいてロジックが展開されているということではありますけれども、そうすると、やはり民法の条文解釈をどうしていくのか。さらには、付合に関する民法の理論を意義をどう考えるのかというところまで掘り下げていかないとよくないだろうというふうに思います。

私自身も民法の書籍と申しますか、大学生向けの教科書を二、三見ましたけれども、付合の解説の中でLPガスのこの配管の問題も取り上げているようなものもありまして、そう

いう意味では、民法でもやっぱり論点になっている問題なんだろう認をしております。

そこで要望ということですが、ぜひ、今後さらに検討を深めていく意味では、例えば民法学者の方の知見だとか、そういうことも使いながら、もう少ししっかり議論をしていくということが大事かなというふうに要望として申し上げます。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございました。

ほかにご発言をされたい方はいらっしゃいますか。

じゃあ吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員

先ほどはご確認と質問事項でしたので、今回の発言でご意見ということにさせていただきます。

まずこのワーキング冒頭でも皆さんの共通認識と思いますが、処分を受けていた身が言うのも何なんですけれども、原点はやはり消費者の保護、消費者の利益が損なわれていることが問題ではないかと。特に賃貸において、実際ガス代を負担するのは店子さん、業者を決めるのは大家さんという、こういう問題がありますと。

まず賃貸については、先ほど柴崎先生からもお話があったように、確かに紹介料等の実態はありまして、これは冒頭、浦郷委員からも私の発言を引用していただきましたけれども、我々としても、これは一つの問題だと考えており、また、経営上も負担となっているということで、今回賃貸については、こういう無償機器提供等を一切やめようということを出していただいたので、そこは率先してしっかり取り組みたいと思います。

ただ、先ほど来、課題になっていますように、一部の方が抜け駆けをすとか、あるいは大家さんからすると、「あちらの業者だったらやってくれるんだけど」というような話をされてしまうと、本当になし崩し的に守られなくなるので、我々も協力していきますので、しっかりとエネ庁さんのほうで担保できる枠組みづくりお願いできればと思います。

そのときに、先ほど来一つの大きな課題ですが、既につけてしまっている無償機器等がある、これを三部料金でクリアにするのか、あるいは今までの分は、未償却分については精算しちゃうのかとか、ここは非常に大きな課題、実務上大きな課題になってくると思います。ここについては、やり方によっては問題を生じてしまう可能性がある、きちんと議論をさせていただければと思います。これが賃貸についてのお話になります。

2番目は、戸建て、特に建て売りの貸付配管の問題でありまして、ここは先ほど柴崎委員より、戸建てのほうは選択の自由があるというお話がございましたけれども、実態を見ると、注文住宅ではない建売の場合ではありますが、契約の段階になって初めて重要事項説明書等で知らされて、そこでもうローンも組んでいる中で、数千万円の買物の中の20万円とか30万円の話なので、やむなく契約しているとか、そもそも知らなかったとか、というケースが多く、数年たってガス代が高いため切り替えようとする、「20万円、30万円の精算金を払

わないと切り替えられません」と、こういうお話になっています。

我々は基本的に配管は家屋に付合すると考えておりますが、ただ、訴訟等の事例での内容を見ると、付合という理論によって消費者勝訴の判決を出していますが、やはり高額な精算金であるとか、15年、20年という、長期間の契約縛りがあって、ここはやはりおかしいのではないかというような判断が根底にあるのではないかというふうに感じております。

ですので、ここについても三部料金のお話は出ていますけれども、原則この貸付配管という慣行自体を、これはエネ庁さんの資料にも書いてありますが、今後はやめていく方向でしっかり取り組むべきと考えております。

ただ、豊國委員のご指摘のように、既存契約をどうするか。これは大きな課題ではあると思いますので、ここを三部料金という形で見える化するのかどうか。そして、あるいは一気に償却をってしまったら精算問題をどうするのかということがあります。ただいずれにしてもこの問題は、ガス事業者と建設会社の問題ということで、そこに消費者を関与させるというものは、問題を複雑化されるのではないかと申し上げておきます。

最後に、精算とか、三部料金を考えるときに、先ほどの確認事項とリンクするんですが、実際にはやはりどんどん価値が減損していくわけで、減損しているにもかかわらず、20万円の精算金というので非常にトラブルになっているわけなので、そのところをどんどん価値減損していく配管についてのこの金額というものをどう考えるか、これは先ほど来の繰り返しになりますが、しっかりと課題として議論すべきかと思います。

私からは以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

先に、村田さんのほうが挙げられていますので、村田さんからお聞きして、橘川先生に行きたいと思います。

○村田オブザーバー

ありがとうございます。全国LPガス協会の村田でございます。

先ほど当協会流通委員長の高橋委員のほうからご発言をいたしておりますので、私からは補足的な意味で幾つか申し述べたいと思います。

まず、過大な営業行為の制限でございますけれども、今回過大な営業行為の制限を罰則で担保するという形で制度改正をするということは、重要な方策として評価をいたします。

他方、それを具体的な制度に落とし込む際、ガス契約の販売当事者は、あくまで入居者でございますして、契約の当事者でない、言わば液石法の埒外の存在でございますオーナーに対する利益供与に対しまして、液石法令の販売の方法の基準という形で規制を課すということにつきまして、これはどうなのかという問題がございます。

先ほど柴崎委員からもご指摘がございましたように、たくさん抜け道の可能性もあるわけでございますして、最終的に罰則で担保するという規制にする以上、最終的に行政訴訟になっても耐え得るような理論武装をする必要があると思いますので、その点は、非常に特殊な

今実情にございますので、このオーナーが絡んでいるというところについてどう考えるのかということ、ここのところをしっかりともう一度理論武装していく必要があるかと思っております。

また、正常な商慣習に照らして不当な利益とは何かということにつきまして、先ほど豊國委員からも、しっかりとルールを決めてほしいというお話がございましたが、何が合法で違法かというこの線引き、これが不明瞭なままでは制度の施行後に混乱を来すと思っておりますので、その点、何とぞよろしくお願ひしたいと思っております。

解釈通達、ガイドラインでの記載、また、それと表裏一体をなす業界としての販売指針の記載につきまして、具体的に定量的に記載できるよう公正取引委員会、消費者庁など関係省庁とも調整の上、明示いただきたいと思っております。

それから、フォローアップにつきまして、制度遵守に係る自己適合宣言をやっていきたいというお話がございました。これも具体的に、ここはアウトという基準がないと骨抜きになるおそれがございますし、監視・通報体制整備につきましても、やはりここまではセーフで、ここからはアウトだという線引きがないとうまくいかないのではないかと思っております。

そういう意味におきまして、フォローアップにつきましても、国土交通省の対応とリンクさせてこそ実効が上がるものでございますので、連携した措置を期待したいと思っております。

それから、経過措置につきましては、公布の日から起算して3か月経過した日から施行ということで、これは可及的に速やかに対応すべき問題でございますので、適切なものだと思っております。

特に、この問題、先ほど高橋委員からもご指摘がございましたように、既に現行制度下で将来の制度改正を見越して過大な営業行為に拍車がかかっているという実態がございますので、改正法令の施行前からこういったことをやっていくということは、非常に重要なことだと思っております。

例示がございました行政のホームページでの公表など、消費者への見える化は有効な方策だと思っております。

その際、資源エネルギー庁のホームページの投稿フォームでの問題事例の中に、不動産関係業界側に問題があるケースにつきましては、国土交通省と情報共有の上で、国土交通省側から不動産関係業界側のしかるべき対応が可能となるスキームというのをお願いしたいと思っております。

次に、三部料金制について申し述べたいと思います。

先ほど来、幾つか抜け駆け措置が容易にあり得るというご説明、ご指摘がございました。やはりこの抜け道をどう防ぐかでございますけれども、やはり例えば基本料金の名目で設備の部分について別料金の計上を図るという動きも出てくる可能性がございます。

したがって、基本料金を定義いたしまして、具体的にグリーンリスト、レッドリストの形で明らかにすべきだと思いますし、それから、従量料金の過大な引上げ、これを図る動

きも出てくるのが考えられます。これをどう抑止するのかということにつきまして検討すべきだと思っております。

それから、先ほど高橋委員からガス漏れ警報器の設置が進まないリスクがあるというふうな指摘がございました。そのとおりでございまして、L P ガスを使用する消費者の皆様が安心して使っていただくためには、安全・安心の確保が大前提でございまして、このガス漏れ警報器の普及に水を差すということは大問題だと思っておりますので、ガス警報器につきましては、例えば基本料金の対象とするなどの対策が必要だと思っておりますので、この点のご検討をお願いしたいと思っております。

それから、先ほどこの三部料金制の導入に対しまして3年ということで行うということで、高橋委員のほうから、場合によっては、消費者のほうに清算ということで金銭的負担が発生するというふうな指摘がございました。この場合には、現行法令の下での、要するに清算ということになります、我々事業者側の意思でなるものではございませんので、そういったルールに基づくのだということにつきまして、行政のほうから公的な発信をお願いしたいと思っております。

これは、かねて私ども業界のほうからお願いしておりました重要な論点の一つでございます取引の安定性に関わる問題でございますので、ぜひともよろしくをお願いしたいと思っております。

それで、もう一つの問題は、この経過期間措置中に、駆け込み的にこの取引適正化に逆行する動きが出てくることとございまして、したがって、この新制度を先取りした取引適正化に資する三部料金制への移行は3年の経過措置中に自主的に進められるべきものでございまして、これを促すための方策案が示されておりますけれども、この具体化につきましては、行政とも一緒に検討してまいりたいと思っております。

それから、消費配管につきまして、先ほど来、付合の議論が出ております。我々かねてからお願いしておりますように、液石法令に関連しまして、弱い付合のロジックに立ちまして措置していただきたいというふうな要望していたところでございます。

今回、裁判事例の分析ということで、例えば保安上の観点から配管の取り外しもあり得るというロジックにつきまして、弱い付合という立場をお示しいただきました。これにつきまして、今後検討いただきたいと思っておりますけれども、この場合、3月のワーキンググループで経済産業省から提示がございました資料4の24ページに、平成11年、すなわち1999年の経済産業省による流通アクションプランにおきましても、弱い付合により、事業者側が配管の所有権を得ることができるというふうな説明を示されております。

しかし、実際には、裁判での事業者の敗訴事例があるという実態を踏まえまして、この1999年当時の経済産業省見解で足りない部分を補強した形の見解を打ち出していきたいと思っております。

それから、3点目、L P ガス料金の情報提供のところでございます。先ほど高橋委員からご指摘がございましたように、このL P ガス事業者側に努力義務を課す場合に、不動産事

業者にも同様な措置を講ずるようお願いしたいと思っておりますし、それから、L Pガス料金の入居前に賃貸集合住宅入居者に対しまして情報提供を徹底するということが、これは大変重要なことでございます。これもL Pガス販売事業者と不動産関係事業者の連携が必須でございます。L Pガス販売事業者が提携する料金事業が不動産事業者を経由して、入居希望者へ届くというルートは、マニュアル的に定型スキームとして機能するよう、これがいかに制度的に担保できるか、経産省、国交省連携した形での検討を期待したいと思っております。

なお、賃貸集合住宅入居者が、家賃とともにL Pガス料金につきましても、事前に情報を得て入居を検討すべきだと思っておりますから、消費者への啓発につきましても強化すべきだと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○内山座長

ありがとうございます。

先に中田委員のほうからお伺いして、橘川先生に移りたいと思います。

○中田委員

トーエルの中田でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の提言を受けまして、さらに一步大きく踏み込んだ内容になり、消費者を犠牲にした異常な日常が1日も早く正常化へと解決しなければならぬと強く確認いたしました。

格安な売り込み価格が時間を経て、高額な貸与価格に値上げする業者がいることを遺憾に思っております。

ここで確認したいこととして、L Pガスの販売現場では、通常価格、貸与価格に加えて、売り込み価格の3通りが存在いたします。

さらに、集合の切替え提案時に売り込み価格に高額な機器貸与を行うので、本来、安いはずのL Pガスの売値が、時間の経過とともに通常価格を大きく超えて高額な貸与価格となり、現在の社会問題にまで発展しているものと思っております。

このことを是正するには、公表料金の公表基準のルール化が必要と考えます。例えば集合切替えをなりわいとしている某事業者は、自社L Pガス価格の公表を行っておりません。売り込み価格が、あたかも通常価格であるかのような消費者の誤認に成功し、多数の切替えを今も行っています。

この事業者は、高額な貸与の結果として、入居者が入れ代わったときに大幅値上げを繰り返し、地域で最も高いガス料金になることが多くなっております。

そこで、行政には、いまだ料金公表を行っていない事業者に対する罰則規定と料金公表の基準をしっかりと決めていただきたいと存じます。

料金については、各事業者ともに山坂のある特殊な事情を除いた自社で販売する最も高い料金を公表すべきであり、結果として消費者が売り込み価格に対する信憑性を自ら判断することが可能になると考えます。公表料金の運用基準の厳格化をお願いしたいです。

加えて、入居前のLPガス価格の周知方法について、自社価格は当然のことながら、県の標準価格も併せて周知することにより、高額貸与による一般的な高値販売がやりづらくなると考えるので、ぜひ運用統一化のご検討をいただきたいと存じます。

私たちLPガス業者と建設業者との問題についても、省をまたいでご検討いただきたいと存じます。

私どもLPガス事業者は、ライフラインに携わる業者ですので、消費者の方々に供給、保安、価格も安心してお使いいただけるようにと思っております。よろしく申し上げます。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、橘川先生、お願いしてもよろしいでしょうか。

○橘川オブザーバー

オブザーバーに発言の機会をいただき、ありがとうございます。

いろいろ議論が出ていますけど、やっぱり原点に立ち返る必要があって、何でこの会議にあれだけマスコミが来ているか。今日の朝日に1面トップになるか、いろんな審議会に出ますけど、めったにないことが起きているので、やはり賃貸の問題で消費者の被害が起きているということが原点だと思うんですね。

その現況の下で解決策をもうすぐに見つけ出さなきゃいけないわけでありまして、それが原点だと思います。

聞いていますと非常に不思議で、消費者委員の言われたことは、皆さん、ごもつともだと言われるわけですよ。今日の事務局の提案も基本的には、賃貸に関してはほとんど反対はない。だけど、実際にそんなことをやってもここに抜け駆けがありますよと、意味がありませんよという話がずっと続くわけです。そうすると、出てくる結論は、ここでやってもしようがないねという話なのか、それでいいのかということなんです。

もうちょっと深読みしますと、私は、実は結構、今回のやり方をきちんとやれば効果が上がるんじゃないかと。だから、困るからこそ、いろいろ抜け駆けがありますよという形で、こういうことをやってもいけないよという意見が出ているんじゃないかとさえ思います。

ポイントは、やっぱり三部料金制のところだと思うんですね。賃貸でも三部料金にして、設備について、当然新規はここはゼロになるわけですけども、既存のやつはここに出てくるものがあるかもしれないと。それをやっちゃうと、吉田さんの1個目の質問で大混乱が起きると言いますが、今まさにそこが問題なわけだから、そこを明示させなきゃいけないわけがあります。

はっきり言いますと、林委員のお話にもあったと思いますけども、これはガス代が不当に高く、家賃が不当に安いという問題であって、それをガス代から家賃に戻すという作業でもあるわけで、必ずしも消費者が払う額が減ることにつながるわけじゃないですけども、その取引としてそこをただすということなので、既存の取引についても、本来ならば猶予期間なんかは設けずに、三部料金をすぐに入れて、設備のところ当面ここはこうい

うものでエアコンまで入っちゃっていますということを明示させると。やがてこれは家賃に移っていきますよという、こういうやり方でアプローチしていくと、そういうルールでシンプルにしないと、いろいろ運用のプロセスでいろんなまさに抜け駆けに道を開くのではないかなとこういうふうに思いますので、そこのところはきっちりやってもらいたいと思います。

どうしても猶予期間が必要ならば、なるべく短くする。そして、本当に今言った意味で設備料金をちゃんと表出した業者については、それをちゃんとホームページ上で評価していくというような仕組みが必要だと思います。

いずれにしても、抜け駆け云々とありますけども、今回の事務局の報告の8ページ目で重要だと思いますので、エネ庁本体のところに、投稿フォームを設けるということを言っているわけですね。そこに出てきたものは、エネ庁に来たものは、きちんと公表されるという仕組みを取っておけば、何と申しますか、パニッシュメントのメカニズムが一種働くと思いますので、そういった形で三部料金をシンプルに、なるだけ猶予期間は短くやっていくということが重要なんじゃないかと思います。

当然これはもう国交省サイドの協力ができないわけですが、今の枠組みでさらに私としてはちょっと不十分だと思うのは、実際には大家さん、その先に不動産取引業界、その先に私は住建メーカーがいると思います。住建メーカーの大手の一部が不動産取引業界にこういうことをやればガス業界は金を払うよというようなことを言っているところから問題が起きているんじゃないかと思いますので、この間の公表の枠組みは、不動産取引業界までしか入ってませんので、ぜひ住建メーカーまで視野に入れていただきたい。きちんとした住建メーカーは、この動きを受けて、既にそういうことはしないという宣言をしているところもありますので、それが実効性を高めてくれるのが重要だと思います。

あとは、もちろん、ここで幾らやって、ある程度効果が上がるとしても、フォローアップの体制が重要なので、この委員会と懇談会ということになると思います。懇談会が果たした役割は大きくて、北海道でも神奈川でもそこで出てきた意見が広がってここまで来たわけです。

だとすると、懇談会の場、事業者と消費者と行政が一堂に会して対面でやるというところに意味がありますので、今のところ、今年も主流が9か所のうち7か所はオンラインでやるということになっているんですけども、予算もきっちりつけて、これはぜひ対面でやってもらいたい。

それから、過去にあったんですけども、重要な対面の場に関係ない第三者を呼んできて、講演か何かを行わせて時間を削ってしまうというような動きがあったんですけど、こういうことは厳にやめていただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

懇談会は、私もちょっと関わってはいますので、いろいろ思うところがございます。ありがとうございます。

残り 10 分ちょっとなので、もし最後にまた言いたいことがあればお伺いしたいと思いますが、吉田委員以外にいらっしゃいますか。

じゃあ、お三方、順番に手短にお願いできればと思います。

○吉田委員

本日は、ありがとうございました。

賃貸について先ほど申し上げたとおり、異論はありませんが、他方の建売住宅についての貸付配管について、弱い付合にすべきという話も出ましたが、

我々は今後これをやめたほうが良いという立場であります。新規について、いろんな理屈をつけて継続してやっていくというご提案のようにも見えるのですが、やはりいろいろなトラブルが生じていることも考えると、賃貸で今後無償器具をやめようというのと同様、戸建て、特に建売戸建てについての無償配管自体、新規、今後のものについては、やめるというのが消費者にとっても非常に明確化になり、消費者保護にもなると思います。これは私の意見として申し添えさせていただきます。

先ほど冒頭、定光部長からお話があったように、一部大手建設会社さんが配管についてガス会社は無償でやらせることをやめていこう、というのもそういった流れの動きと感じております。

○内山座長

ありがとうございます。

じゃあ、豊國委員、お願いいたします。

○豊國委員

先ほどの議論の中で、オーナーを液石法で規制ができるのかということなんですが、これについては、LPガス販売指針の中で、第2章が取引の適正化ということが書いてございます。その中に、今回テーマになっている不当な利益による顧客誘引というところがございます。正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争者の顧客を自己と取引するように誘引することについて記載されています。これの販売指針の解説を見ますと、賃貸物件へのLPガス納入業者の決定に多大な影響力を持つ不動産管理会社や家主に対して過大な利益を提供して販売事業者の切替えを促すことは、不公正な取引方法に該当するおそれがありますとなっています。もう既に販売指針の中でこういう位置づけがされていますので、私は、そういう意味からすると、法律技術的な検討がさらに必要だと思いますけれども、液石法の枠組みの中でオーナーも含めて取引の問題について規制をかけていくことは、法律的に十分に可能だと考えております。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

今、豊國委員から販売指針の話が出たんですが、今日このワーキングはこれで一応一区切りということですよ。

○内山座長

一応了解いただきたい。

○高橋委員

はい。

○日置室長

大きな方針ということで示させていただく会としては、本日ということで、また、本日の意見を踏まえての詳細の報告書をご確認いただく機会を設けようかなとも考えておりまして、もう一回あるかもしれませんという状況でございます。

○高橋委員

はい、認識しました。せんだって、ちょっとこれは本題とは逸脱しちゃうんですけども、最後だということでお許しいただきたいのですが、前回2回目のワーキングが終わった後に懇談したと。ぜひ、ちょっと消費者の方をできたら含んで、せっかく大手の方がいらっしゃる。なぜ大手の方かという、やっぱり影響力が大きいわけですよ。いい意味でも悪い意味でも。ですから、いい意味での影響力を伸ばすために、非公式になるんでしょうけど、お声をかけさせてもらって、消費者を交えて、ぜひ懇談の機会を持ちたいと思います。ぜひ、豊國委員、吉田委員さん、トーエルさん、林さん、ご協力をお願いしたいということなんです。また、この場でお約束いただいているのは、必ず悪い返事はしていただけないかと思ひまして、この場を利用させていただきました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

○内山座長

ありがとうございました。

ほかに言い残された方はいらっしゃいますか。

じゃ、浦郷委員、お願いいたします。

○浦郷委員

浦郷です。今朝、朝日新聞に大きく記事が載りました。私はいつもスマートフォンでいろいろインターネットを検索するんですけども、ヤフーの話題のところ、LPガスが結構上位に上がってきていました。知っている人は知っているんで、やっこの問題に経産省が手をつけたのか、よかったという意見も多かったんですけども、私が結構びっくりしたのは、やはり賃貸物件を選ぶときはLPガスは選んじゃ駄目だよとか、もうLPガスはもう選択外だというような、もうLPガスの賃貸物件は選びたくないという声がすごく多かったんですね。いや、LPガス業界の皆さん、これでいいんですかということをお聞きしたいと思ひます。

先ほどから抜け道があるということをいろいろ言われていますけれども、抜け道を利用することを許さないよう業界全体できちんとやっていただきたいと思います。

ただ、これには不動産業界も関わっているということなので、そのところは国交省の方、ぜひ何とかできないものか、そこは経産省の方と連携しながら、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

○柴崎委員

すみません。いいですか。

○内山座長

では柴崎委員、どうぞ。

○柴崎委員

すみません。意見じゃありません。前に橋川先生からお話があったように、そう簡単にこの会合を終わらせていいのかというのは、私も大事だと思うんです。こういう結論が出たら本当に結論どおり動いているのか。

特に私の場合は、現場で裁判などを扱っていますので、こういうようなことをやっている人がいますよと。本来、皆さんがこうやってつくったものを、まだまだ理解しない人たちがいるんだという話もさせていただくと同時に、消費者の皆さんからの、これは全然話が通っていないというご意見をぼんぼんもらうと、よりよくなると思うんです。

ですから、ここで一つの改正ができた。だから、これで一丁上りということじゃなくて、本当に大丈夫なのかということを見るための期間を少し置いて、3か月先、6か月先にでもぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

ぼちぼち締めにかかりたいと思いますけれども、本日は、非常に活発な議論になったと思いますし、また、いろんなことが開示されたように思います。

特に、今日は林委員から割に切実なご意見をいただきまして、また、真横に座っていらっしゃいますが、吉田委員にもちゃんと正面切って受け止めていただいたというところに関して、本当に勇気と正直さに感謝を申し上げたいと思います。

改めてお礼を申し上げます。

その上で、これはあくまで一般論としてお話しします。どんな産業、あるいはどんな市場分野にも業界リーダーがいらっしゃいます。その業界リーダーがちゃんとしていれば、ハードローをゴリゴリつくるというふうにはならず、どっちかという、ソフトローの中で物事が動いていくと思いますが、残念ながら、今日も浦郷委員からもご説明がありましたが、非

常に長年の時間がかかっている中でも問題解決せず、今に至るというような状況になってきて、省令改正という形で少しハードローの世界に踏み込むというフェーズに入っていきます。ですので、その辺りは一度そういうところに来ているんだということの認識は持っていただきたいと思います。

ハードロー化する以上は、いろいろと抜け道を塞がなきゃいけないというのも、これから事務局が作文していく中で非常に大変なところになるかと思いますが、もうそういうフェーズに入ってしまったということ、改めて業界の方々においても、ご理解いただきたいと思います。

その上で、さっきもちらっとありましたけれども、まずその手前で報告書があって、報告書の後に、省令の改正の方向に入っていく流れになると思います。ずっとこのWGであるご意見は継続的にモニタリングするべきであるということがございました。長くLPガス振興センターさんのお仕事をさせていただいて感じることは、案外この業界は消費者に共有されるべき相場的な料金というのが認識されていないなというのは長年印象としてはあります。それはいろんな意味で情報開示されていないという問題もあろうかと思いますが、大手側は大手側でいろんな都合があるでしょうし、逆に末端側は、DXが進まないという形で、情報共有まで行かないということも、あるように思います。

ある意味では、市場の相場水準的な何かの一般消費者の間における共有みたいなものが生まれてこない、なかなか、いわゆる公正競争的な市場あるいは経済学でいうところの完全競争市場に近づかないということがあろうかと思いますが。

経済学の教科書にはピグーの価格差別という理論がありまして、第1種、第2種、第3種とあるんですけども、さすがにこういった基礎的な消費財的なところにおいて、第1種価格差別、つまり完全価格差別、つまり個々のユーザー向けに全く違う料金を提示していくというのは、ちょっと行き過ぎな感じがいたします。伝統的には、いわゆる第2種価格差別で、教科書的には二部料金制度も含まれますが、恐らくその範疇の中で考えていかないと、なかなか相場価格というのは認識されていかないだろうなと思いますし、また、本当に生活必需財ですから、あまり激しい価格変動があることも望ましいことではないというのも事実でしょう。

そうすると、今の事情の中で例えば値上げをする、値下げをするということがあって、それは当然ですけども、それがいかに穏やかにできるようにするかということも、当然ながら考えなければいけないわけで、そうした消費者保護的な側面も含めた料金水準の形成というのは、やっぱり長期的に考えていかざるを得ない業界になってきたかなというふうに考える次第でございます。

座長が、最後に余計なことを言ったかもしれませんが、それはお許しいただきたいと思いません。

### 3. 閉会

○内山座長

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。最後に、事務局から何かご連絡があればお願いしたいと思います。

○日置室長

本日は、活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

様々のご意見をいただきましたが、制度整備の方向性そのものについては、おおむね合意いただけたのかなというふうには思っております。

ただ、細部の部分をどうするのかと、疑問、まとめをいかにクリアにしていけるのか、クリアにすることで抜け道もあるんじゃないかというご指摘もあったかと思いますが、この辺りも報告書という形でいま一度お示しできるようにしたいというふうに考えてございます。

次回は、9月をめどにできたらなとは思っておりますけれども、報告書の素案ということでご議論をいただけたらというふうに思っております。

具体的な開催方式、日程につきましては、また改めてご連絡できればと思っております。

事務局からは、以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の液化石油ガス流通ワーキンググループを終了したいと思います。活発な議論をどうもありがとうございました。